

容積率超過及び屋外運動場面積不足への対応について

「町田市学校施設整備指針」に定める施設機能を整備することを計画した際に、計画した延床面積が学校建設予定地の容積率に基づく建築可能延床面積を上回る場合または屋外運動場の面積の確保が困難となる場合の対応について、下記のとおり提案します。

1 容積率超過への対応について

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（１）から（５）の方法を組み合わせる。

- （１）共有部分の面積を抑制する。
- （２）オープンスペースを整備せず、「普通教室＋多目的ホール」型で整備する。（小学校）
- （３）児童・生徒数の減少が予測される学校において、建設当初は多目的室を普通教室として使用し、児童・生徒数の減少後に多目的室として使用する。（普通教室数の抑制）
- （４）各諸室のうち、共有可能な諸室を共有する。
- （５）児童・生徒の利用頻度を踏まえて諸室の面積を縮小する
【縮小の優先順位】
 - ① その他諸室
 - ② 管理諸室
 - ③ 特別教室
 - ④ 普通教室、特別支援教育諸室、
※諸室面積の基準となる普通教室面積を縮小する。

2 運動場面積不足への対応について

学校を建設する用地の面積、形状、関係法令による建築制限等の条件を踏まえて、主として下記の（１）から（３）の方法を組み合わせる。

- （１）プールを整備する場合に、プールを屋上等に整備する。
- （２）屋内体育施設を重層化して整備する。
- （３）学校用地の地下を活用して整備する。